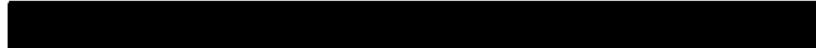


令和4年(行ウ)第182号 旅券不発給処分無効確認等請求事件

原告



被告 国 (本件不発給処分に係る処分行政庁 外務大臣)

被告第1準備書面

令和5年9月29日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

被告指定代理人

金 築 昌 子

中 野 雅 康

山 地 和 孝

前 田 知 明

横 山 智 宏

池 浦 大 典

高 橋 一 章

石 田 達 誠

鶴 見 訓 夫

加 藤 俊 輔



南 館 進之介

岡 田 篤 旺

小 林 寛

久保田 貴 雄

安 藤 宏 弥

武 本 光 弘

小 川 明 彦



(目次)

第1	はじめに	4
第2	国籍法11条1項が違憲無効であるとの原告の主張には理由がないこと	4
1	国籍法11条1項が憲法13条や22条2項に反するという原告の主張は誤りであること	4
2	国籍法11条1項が国籍変更の自由を保障するものでないとの原告の主張は誤りであること	6
3	国籍法12条と同法11条1項を対比することが誤りであるとの原告の主張は誤りであること	8
4	国籍法11条1項が憲法14条1項に違反するとの原告の主張は誤りであること	10
第3	原告の国籍喪失届を不受理とする処分があったとした上で、それが国賠法1条1項の適用上違法であるとする原告の主張(予備的請求第9項に係る主張)は誤りであること	12
1	被告(法務大臣)が原告の国籍喪失届を不受理としたとする原告の主張が誤りであること	12
2	「本件の特殊性」から、被告(法務大臣)が原告の国籍喪失届に係る手続に関して国賠法上の責任を負うべきであるとの原告の主張は誤りであること	14
3	結論	15

第1 はじめに

被告は、本準備書面において、原告の2023年7月14日付け準備書面(1)(以下「原告準備書面(1)」という。)及び同月24日付け準備書面(2)(以下「原告準備書面(2)」という。)に対して、必要な範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第2 国籍法11条1項が違憲無効であるとの原告の主張には理由がないこと

1 国籍法11条1項が憲法13条や22条2項に反するとの原告の主張は誤りであること

(1) 原告の主張

被告は、国籍法11条1項に関し、答弁書(別紙第1の3(I)ア・75ページ)において、「「自己の志望によつて」外国国籍を取得した者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきである」と主張した。原告は、このような被告の主張について、「客観的事実から完全に乖離した非論理的な決めつけ、被告による勝手な擬制であり、「個人の尊重」原理と相容れない」などと論難する(原告準備書面(1)・23ページ)。また、原告は、文献を引用しながら、国籍法11条1項が憲法13条及び22条2項に反する旨主張する(同書面・70ないし76ページ)。これらの原告の主張は、国籍法11条1項について、「日本国籍を離脱しない自由、日本国籍を保持する権利を違法に侵害するものであり、(中略)憲法22条2項及び13条に違反して違憲無効である」との主張を補足しようとするものと思われる(訴状・28ページ)。

(2) 被告の反論

ア 答弁書別紙第1の3(I)ア(74、75ページ)で述べたとおり、国籍

法 1 1 条 1 項の立法趣旨は、①国籍変更の自由を認めるとともに、②国籍の積極的抵触（重国籍の発生）を防止するために、自己の志望により外国国籍を取得したときは、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきものとして日本国籍を喪失させることが相当であることにある。換言すれば、国籍法 1 1 条 1 項の規定により日本国籍が喪失するという効果が発生するための要件として、日本国籍離脱の意思又は日本国籍喪失の認識は必要とされていないのであって、同項は、そもそも、外国国籍取得に係る意思のほかに日本国籍喪失に係る意思の存否を問題としていない。そして、かかる制度設計は、国籍の積極的抵触（重国籍の発生）の防止の観点からも合理性を有するものである。

この点につき、東京訴訟二審判決は、「国籍法 1 1 条 1 項が外国国籍を取得する意思のほかに日本国籍を喪失する意思が存することを要件としていないことをもって、直ちに個人の自由意思ないし自由を侵害ないし蹂躪するものと評価し得るものではない」（乙B第39号証・40ページ）と判示するとともに、「国籍法 1 1 条 1 項は、外国国籍の取得に係る意思のほかに日本国籍の喪失の意思が存することを要件としていないが、重国籍を容認しない我が国の法制の下で、国籍変更の自由の保障という観点から自己の志望によって外国国籍を志望取得した者については、自らの意思による外国国籍の取得の帰結として日本国籍の喪失という法的効果を生じさせることには合理的な理由があるというべきであり、外国国籍を志望取得したことにより日本国籍を喪失させるに当たり、国籍法 1 1 条 1 項が日本国籍喪失の意思や認識を要件としていないことをもって直ちに重国籍の発生を可能な限り防止しつつ国籍変更の自由を保障するという同項の立法目的を実現する手段としての合理性が否定されるものではない。（中略）外国国籍の志望取得の場合には、外国国籍を取得するか否かを選択する機会が与えられているのであるから、一旦重国籍の発生を認めた上で自己の意思によって事後

的に重国籍を解消させる制度を採る必要性は乏しいこと等に照らせば、国籍変更の自由を保障するという立法目的を達成するために、外国籍を志望取得した場合に、外国籍と日本国籍の重国籍となることを認めず、一律に当然に日本国籍を喪失するという手段を採用することが不合理であるということとはでき」ないと判示している（乙B第39号証・42、43ページ）。

イ また、答弁書別紙第2の3(2)（89ないし91ページ）で述べたとおり、原告が主張するような「日本国籍を離脱しない自由」又は「日本国籍を保持する権利」は、憲法上保障された権利とはいえない。

この点につき、東京訴訟二審判決は、「憲法22条2項の定める国籍離脱の自由は、日本国籍からの離脱を望む者に対して、その者が無国籍者となるのでない限り、国家がこれを妨げることを禁止するという消極的権利を定めたものにとどまるものと解するのが相当であり、同項の規定を根拠に、憲法上、日本国籍を離脱しない自由ないし日本国籍を保持する権利が積極的に保障されていると解することは困難である」、「憲法10条が日本国籍の得喪に関する要件を立法府の裁量判断に委ねている以上、そのような立法府の裁量によって付与される地位について、憲法13条に基づいて直ちに何らかの権利が保障されるものとは解し難いというべきであり、日本国籍を離脱しない自由ないし日本国籍を保持する権利が憲法13条により保障されるものと解することは困難である」と判示している（乙B第39号証・34、35ページ）。

ウ したがって、国籍法11条1項が憲法13条及び22条2項に違反するなどという原告の前記主張は誤りである。

2 国籍法11条1項が国籍変更の自由を保障するものでないとの原告の主張は誤りであること

(1) 原告の主張

被告は、国籍法11条1項に関し、答弁書（別紙第2の3(3)ウ(7) b・95ページ）において、「「国籍自由の原則」は、国家が個人の意思に反して自国の国籍をこれに強制すべきでないとする原則であって、自己の意思により他国の国籍を取得した場合には従前の国籍の喪失を認めるべきであるとの見地から主張されたものであり、（中略）第一義的には国籍変更の自由の原則を意味する（中略）。したがって、国籍法11条1項が国籍自由の原則、すなわち、国籍変更の自由の保障を基調に置いているとの被告の主張に何ら誤りはない。」と主張した。原告は、このような被告の主張は誤りであるとして、「「国籍自由の原則」は、“自己の意思により他国の国籍を取得した者について従前の国籍国が国籍離脱を認めない、つまり自国籍を強制する法制度を有する場合に従前の国籍の喪失を認めるべきであるとの見地から主張されたもの”であり、「国籍自由の原則と国籍唯一の原則はまったく別のもので、相互の関連性はない」などと主張する（原告準備書面(1)・33ページ）。

(2) 被告の反論

答弁書別紙第2の3(3)ウ(7)（94ないし98ページ）で述べたとおり、国籍法11条1項の立法目的には「国籍変更の自由を認める」という目的が含まれているのであるから、原告の前記主張には理由がない。

この点について、東京訴訟二審判決は、国籍法11条1項の立法目的は、「①重国籍の発生を可能な限り防止しつつ、②国籍変更の自由を保障するというものであって、両者は相互に密接に関連するものといえる。」と判示した上（乙B第39号証・37ページ）で、「現在も重国籍自体を容認していない国や重国籍の発生自体は容認しつつもその解決のための方策を採る国がそれぞれ相当数存在している（中略）ことが認められ、帰化先の国が重国籍を容認するからといって、我が国の法制において日本国籍を喪失させる必要がないということはできず、国籍の変更が国籍離脱の自由を保障するという

関係が否定されるものでもな」と判示している（乙B第39号証・40ページ）。

したがって、国籍法11条1項が国籍変更の自由を保障するものではないという原告の前記主張は誤りである。

3 国籍法12条と同法11条1項を対比することが誤りであるとの原告の主張は誤りであること

(1) 原告の主張

原告は、国籍法12条の合憲性を認めた最高裁平成27年判決における調査官解説につき、「国籍法12条が、（中略）国籍法11条1項とは異なることに留意する必要がある。」、「調査官解説が扱った事案は、複数国籍の発生防止という立法目的の合理性が結論を左右せず、複数国籍の発生防止のために日本国籍を喪失させることの是非も争点とはならない事案であった。それゆえ、上記調査官解説における複数国籍の発生防止という立法目的に関する調査検討は徹底したものではなかった。」などと主張する（原告準備書面(1)・39、40ページ）。

(2) 被告の反論

最高裁平成27年判決は、「日本国籍の取得に関する法律の要件によって生じた区別につき、そのような区別をすることの立法目的に合理的な根拠があり、かつ、その区別の具体的内容が上記の立法目的との関連において不合理なものではなく、立法府の合理的な裁量判断の範囲を超えるものではないと認められる場合には、当該区別は、合理的理由のない差別に当たるとはいえず、憲法14条1項に違反するということとはできないものと解するのが相当である」と判示し、立法目的に合理的な根拠がない場合には憲法14条1項に違反することを示している。したがって、最高裁平成27年判決の事案は、国籍法12条の立法目的の合理性が結論を左右する事案であったことは明らかである。

そして、最高裁平成27年判決は、国籍法12条の立法目的につき、「実体を伴わない形骸化した日本国籍の発生をできる限り防止するとともに、内国秩序等の観点からの弊害が指摘されている重国籍の発生をできる限り回避することを目的」としたものであると述べ（傍点は引用者によるもの。以下同じ。）、「このような同条の立法目的には合理的な根拠があるものということができる」と判示している。そして、同判決の調査官解説は、答弁書別紙第2の3(3)ウ(i)c(100ページ)で述べたとおり、「内国秩序等の観点から弊害が指摘されている重国籍の発生を回避するという立法目的（中略）は、諸外国の国籍立法の動向を踏まえても、現在もなお、合理的なものであると考えられる。」（最高裁判所判例解説民事篇平成27年度（上）120及び121ページ）と解説しているのである。この調査官解説について、立法目的に関する調査検討が徹底したものでないという原告の主張に合理的な根拠を見出すことはできない。そして、国籍法11条1項も、同法12条と同じく重国籍の発生防止を目的としており、当該立法目的の合理性について、平成27年最高裁判決及び同判決の調査官解説が述べることわりが等しく妥当することは明らかである。

したがって、原告の前記主張は誤りである。

なお、東京訴訟二審判決は、国籍法11条1項の立法目的について、「①重国籍の発生を可能な限り防止しつつ、②国籍変更の自由を保障するというものであって、両者は相互に密接に関連するものといえる。（中略）①国籍は、国家の基本的構成要素である国民、すなわち、国家の主権者たる地位ないし権利と共に国家の統治権に服する地位ないし義務を持つ者の範囲を画するものであって、個人に対して複数の国家が対人主権を持つ場合、又は個人が複数の国家に対して主権を持つ場合には、国家間の摩擦（外交保護権の衝突等）を生ずるおそれがあり、また、国家と個人との間又は個人と個人との間の権利義務（納税義務、兵役義務等）に矛盾や衝突を生じさせるおそれの

ほか、入国管理の阻害や重婚禁止の潜脱等のおそれがあるものといえ、重国籍が常態化した場合には、これらの種々の弊害が生ずるおそれがあるものといえるから、できる限り重国籍を防止し解消させるべきであるという理念は合理性を有するものであり、②国籍法11条1項は、重国籍の発生をできる限り防止しつつ、憲法22条2項により保障される国籍離脱の自由の一場面として外国籍への変更を認めることにより、国籍変更の自由を保障したものであるから、国籍法11条1項の立法目的は合理的であるといえることができる。」と判示している（乙B39・37ページ）。

4 国籍法11条1項が憲法14条1項に違反するとの原告の主張は誤りであること

(1) 原告の主張

原告は、①当然取得によって外国国籍を取得した日本国民、②生来的に外国国籍を取得した日本国民及び③日本国籍を志望取得した外国人については、重国籍となることを我が国の国籍法が認めているにもかかわらず、国籍法11条1項の対象となる日本国民のみが、外国国籍の取得と同時に、何らの手続を行うことなく自動的に日本国籍を喪失するという差別的取扱いを受けており、国籍法11条1項は憲法14条1項に違反する旨主張し（訴状・234ないし249ページ）、これに対する被告の反論（答弁書別紙第3の2(2)及び(3)・128ないし132ページ）を受けて更に主張する（原告準備書面(1)・42ないし44ページ）。また、原告は、国籍法11条1項が憲法14条1項に違反するとの控訴人らの主張を排斥した東京訴訟二審判決には理由不備の違法があるなどと主張する（同・67ページ）。

(2) 被告の反論

答弁書別紙第3の2(2)及び(3)（128ないし132ページ）で述べたとおり、国籍法11条1項と前記(1)の①ないし③の制度とは、制度の目的や趣旨が異なるし、外国国籍の取得又は日本国籍の取得の制度によって、重

国籍防止を図る方法に差異があるのは当然であるから、前記(1)の①ないし③の制度との対比において、国籍法11条1項が合理性を欠くということにならないことは明らかである。

この点につき、東京訴訟二審判決は、前記(1)の①について、「自己の志望によって外国籍を取得した者については、(中略)身分行為等によって何ら本人の意思を介在することなく外国籍を取得した場合とは異なり、外国籍を取得するか否かについて選択する機会が与えられているものであるから、外国籍の取得後にあえて国籍選択のための猶予期間を設ける必要は乏しく、反面において、重国籍から生ずる弊害をできる限り防止し解消させる観点からは、速やかに日本国籍を喪失させることが望ましいところ、その実現を図るという国籍法11条1項の立法目的は合理的であるといえ、また、そのための手段として、同項が外国籍の志望による取得によって日本国籍を当然に喪失すると定めていることは、上記立法目的のための手段として合理的関連性を認めることができ」と判示する(乙B39・46、47ページ)。また、同判決は、前記(1)の②については、「志望による外国籍の取得の場合には、(中略)出生等によって何ら本人の意思を介在することなく外国籍を取得した場合とは異なり、外国籍を取得するか否かについて選択する機会が与えられているものであるから、外国籍の取得後にあえて国籍選択のための猶予期間を設ける必要性は乏しい反面、重国籍の発生防止の観点から速やかに日本国籍を喪失させることが望ましく、その実現を図る国籍法11条1項の立法目的は合理的であるものといえ、同項の定めが上記立法目的を達成する手段として合理的関連性がある」旨判示している(同号証・48ページ)。さらに、同判決は、前記(1)の③について、「①国籍法11条1項は、日本国籍を有する者が自己の志望によって外国籍を取得した場合に元々有していた日本国籍を喪失する旨を定めているのに対し、同法3条1項、17条及び5条2項が適用される場面では、いずれも元々外国籍を有していた者が届出

や帰化によって日本国籍を取得した場合に、いかなる方法で元々有していた外国籍を喪失させるかが問題となるのであって、両者は全く異なる場面を想定した規定であるから、単純に比較することはできず、また、②外国籍の得喪について我が国の法律で規律することができない以上、日本国籍を志望によって取得した者について、一旦重国籍を発生させた上で、事後的に当該外国籍の離脱を努力義務として課すことが不合理であるとはいえないと正当に判示している（乙B第39号証・49、50ページ）。

したがって、国籍法11条1項は憲法14条1項に違反するとの原告の前記主張が誤りであることは明らかである。

第3 原告の国籍喪失届を不受理とする処分があったとした上で、それが国賠法1条1項の適用上違法であるとする原告の主張（予備的請求第9項に係る主張）は誤りであること

1 被告（法務大臣）が原告の国籍喪失届を不受理としたとする原告の主張が誤りであること

(1) 原告は、被告（法務大臣）が原告の国籍喪失届を不受理としたとの主張をした上で、同不受理処分は、戸籍法に定めのない違法な処分であると主張する（訴状・288ページ、原告準備書面（2）・2ないし4ページ）。

しかし、既に答弁書第7（40、41ページ）及び第11（49、50ページ）において主張したとおり、戸籍に関する事務（各種の届出の受理や戸籍の記載）は、市町村長が管掌するものであり、地方自治法2条9項1号に規定する第1号法定受託事務（法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。）である。したがって、国籍喪失届につき受理又は不受理処分を行うのは、市町村長（特

別区においては特別区の区長)であって(戸籍法1条、4条)、被告(法務大臣)が国籍喪失届を不受理としたとの原告の主張が誤りであることは明らかである。

ここで、戸籍法は、同法3条1項において、「法務大臣は、市町村長が戸籍事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる」と定め、同条2項において、「市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長(中略)は、戸籍事務の処理に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。この場合において、戸籍事務の処理の適正を確保するため特に必要があると認めるときは、指示をすることができる。」と定める。また、戸籍法施行規則82条において、「戸籍事務の取扱に関して疑義を生じたときは、市町村長は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局を経由して、法務大臣にその指示を求めることができる。」と規定している。もともと、これらの規定は、戸籍事務が、国においてその適正な処理を特に確保する必要性が高いため、国による関与の仕組みを設けているにすぎない。したがって、これらの関与に係る規定があることをもって、原告が主張するように、「法務大臣こそが国籍喪失届の受理又は不受理処分を行う主体である。」と考える余地があるものではない。

以上のとおり、被告(法務大臣)が国籍喪失届を不受理としたとの原告の前記主張は、誤りである。

(2) なお、原告は、平成30年11月5日に国籍喪失の届出すら行っておらず、同年12月14日に行った国籍喪失の届出についても自ら取り下げている。そのため、世田谷区長は同届出について不受理処分を行っておらず、結局、市町村区長においても、原告の国籍喪失届を不受理とする処分を行っていないことは、答弁書第7(40、41ページ)及び第11(49、50ページ)において、主張したとおりである。

2 「本件の特殊性」から、被告（法務大臣）が原告の国籍喪失届に係る手続に関して国賠法上の責任を負うべきであるとの原告の主張は誤りであること

(1) 原告は、「戸籍法103条2項は、外国国籍の志望取得による国籍喪失届の届書には「国籍喪失を証すべき書面」を添付することを求めるのみで、「国籍喪失を証すべき書面」（中略）に外国国籍を志望取得した年月日が記載されていることまで求めていない。」と主張した上で、「法務大臣が法文にない要件を課したために原告の国籍喪失届の受理が拒絶されたという観点からも、原告の国籍喪失届を不受理としたのは（中略）法務大臣であるというべきである。」であるとか、「“外国国籍を志望取得した年月日が記載されている書面”の添付という戸籍法が課していない要件すなわち法律の委任の範囲を逸脱した要件を課した点について、国家賠償法上の責任を問われる行為の主体になるというべきである」などと主張しており（原告準備書面（2）・4、5ページ）、国籍喪失届に係る手続において、国籍喪失の年月日が記載された添付書面の提出が法令上要求されていないとの主張を前提として、被告（法務大臣）が原告の国籍喪失届に係る手続に関して国賠法上の責任を負うと主張するようである。

(2) 原告の前記主張は、その法的位置づけに判然としない部分がある。また、それをおくとしても、国籍喪失届に係る手続において、国籍喪失の年月日が記載された添付書面の提出が法令上要求されていないという誤った法令理解を前提としている点において、理由のないことが明らかである。以下、詳述する。

ア 戸籍の審査は、原則として形式的審査主義を採用していることから、戸籍法は、添付書面として、ある一定の事実について証する書面の提出を求めており、添付書類により、届出の正確性を担保しようとしている（乙A第13号証）。

なお、戸籍法27条の3により、届出の受理に際して、戸籍法の規定に

より届出人が明らかにすべき事項が明らかにされていないときは、市町村長は届出人に必要な書類の提出を求めることができる。

イ 戸籍法103条2項は、「届書には、次の事項を記載し、国籍喪失を証すべき書面を添付しなければならない」と規定し、必要的記載事項として、「国籍喪失の原因及び年月日」（同項1号）及び「新たに外国の国籍を取得したときは、その国籍」（同項2号）を規定している。

したがって、届出人が、国籍喪失届の添付書面として、国籍喪失の年月日を含む事実（本件でいえば、原告が自己の志望によりカナダ国籍を取得した年月日）について証する「国籍喪失を証すべき書面」を提出しなければならないことは明らかである。なお、かかる書面としては、外国への帰化証又はその写し、在外公館の長が発給した帰化事実証明書、日本の在外公館が外国関係機関にその者の外国への帰化事実を確認した旨の書面（電話聴取書も含む。）などが該当するとされている（乙A第14号証）。

(3) 以上のとおり、被告（法務大臣）が原告の国籍喪失届に係る手続に関して国賠法上の責任を負うべきである旨の原告の前記主張は、国籍喪失届に係る手続において国籍喪失の年月日が記載された添付書面の提出が法令上要求されていないとの主張の前提となる理解が誤りであるから、理由がないことは明らかである。

3 結論

以上のとおり、原告準備書面（2）による主張の補充を踏まえても、予備的請求第9項に係る原告の主張には理由がない。

以 上